

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

【概要版】

平成 27 年 3 月

(令和 8 年 7 月改定)

青い森鉄道株式会社

# 第1章 総則

## 第1節 目的及び基本方針

### 1. 目的

新型インフルエンザ等が流行した場合には、本人の感染、感染者の介護等により、当社においても多数の社員の欠勤が想定される。本計画は、準備期、初動期及び対応期の各段階における実施項目を予め定めておくことで、お客さま、役員及び社員等の安全を確保しつつ、鉄道をはじめとする国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を継続し、当社の社会的責任を果たすことを目的とする。

### 2. 基本方針

- ① お客さま、役員、社員及びその他関係者の生命の安全確保を最優先事項とする。
- ② 国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を継続する。
- ③ 国や県、関係機関と連携して常に新しい情報を収集し、発生の段階や状況の変化に応じて臨機応変に対応する。
- ④ 平時から発生に備えた事前の準備を周到に行い、職場における感染予防に取り組む。

## 第2節 業務計画の位置付け等

### 1. 本計画の位置付け

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）第9条第1項の規定により、指定地方公共機関が政府行動計画（都道府県行動計画）に基づき作成が義務付けられている「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」とする。

### 2. 発生段階の定義

本業務計画における新型インフルエンザ等の発生段階の定義は、令和7年4月に改定された「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」に基づき、以下のとおりとする。

| 発生段階 | 各段階の定義                                           |
|------|--------------------------------------------------|
| 準備期  | 新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで                           |
| 初動期  | 新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本対処方針が定められ実行されるまで |
| 対応期  | 基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまで                       |

3. 本計画の維持・運用

非常時においてより円滑に業務を進行するためには、被害軽減のための対策や本計画をはじめとする各種の具体的な対応計画の策定等の検討と社員等に対する教育・訓練の実施、感染症発生後の検証結果を踏まえた見直し等が重要である。

従って、平時において、社内「部長会議」の構成員等により、事前の準備、具体的な対応策の立案並びに業務計画を実行する組織体制を整備し、継続的に本計画を改善するように努める。

4. 想定するリスクの範囲

本計画では、新型インフルエンザ等のほか様々な病原性・感染性を有する新興感染症を想定し、社員のり患等についての想定は、病原性等に応じた感染状況、行政措置等を総合的に勘案し、柔軟に対応することとする。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### 1. 発生段階別の対策推進・危機管理体制

##### 〈平時の体制〉

平時においては、社内「部長会議」の構成員等において、新型インフルエンザ等対策を推進する。

##### 〈初動期以降の体制〉

##### (1) 対策本部の設置

- ① 社長は、政府及び青森県新型インフルエンザ等対策本部が設置されるなどの行政の対応及び業務への影響等を勘案し、新型インフルエンザ等に対する会社の対応方針を協議するため、社長を対策本部長とする対策本部を設置する。
- ② 社長は、前項にかかわらず、必要があると認める場合は、新型インフルエンザ等対策本部を設置することができる。

##### (2) 対策本部の解散

- ① 対策本部長は、感染状況、行政の対応及び業務への影響を踏まえ、対策本部を解散する。
- ② 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要がある場合には、社内「部長会議」の構成員等により協議する。  
※新型インフルエンザ等の防疫・医療面に関する対応にあたり、必要があるときには、産業医の助言を得ることとする。

#### 2. 新型インフルエンザ等対策本部の構成及び役割

##### 〈対策本部の構成〉

- ① 対策本部長は、社長とする。
- ② 副本部長は、常勤取締役とする。
- ③ 本部員は、本社課室長以上の職の者及び総務部人事課員並びに対策本部長が指定した者とする。
- ④ 事務局長は総務部長とし、その庶務は、総務部人事課が行う。

〈対策本部の役割〉

| 担当                        | 主な役割・業務                                                                                                                             |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対策本部長<br>(社長)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の指揮</li> <li>・ 対策本部の設置及び解散</li> <li>・ 発生段階ごとの対応策の決定</li> <li>・ 事業継続レベルの決定</li> </ul>   |
| 副本部長<br>(常勤取締役)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長の補佐及び本部長不在時の代理</li> </ul>                                                               |
| 運輸対策班長<br>(運輸部長)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業継続計画に基づく輸送業務の継続</li> <li>・ 輸送業務関係機関との調整</li> </ul>                                       |
| 設備対策班長<br>(設備部長)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業継続計画に基づく設備業務の継続</li> <li>・ 設備業務関係機関との調整</li> </ul>                                       |
| 指令業務対策班長<br>(指令室長)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業継続計画に基づく指令業務の継続</li> <li>・ 指令業務関係機関との調整</li> </ul>                                       |
| 駅業務対策班長<br>(経営戦略部長)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業継続計画に基づく駅業務の継続</li> <li>・ 駅業務関係機関との調整</li> </ul>                                         |
| 情報発信班長<br>(経営戦略部長)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務計画、運行情報等お客さまへの情報発信</li> </ul>                                                            |
| 事務局長<br>(総務部長／<br>総務部人事課) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の統括管理及び運営</li> <li>・ 新型インフルエンザ等に係る情報収集及び周知</li> <li>・ 感染防止必要備品の準備及び配備に関する調整</li> </ul> |
| (上記以外の課室長)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当業務に関連する情報収集及び調整</li> </ul>                                                               |

## 第2節 関係機関との連携

### 1. 連携方法

- ① 新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり連携が必要となる関係機関をリストアップする。(国及び地方公共団体、業界団体、同業他社、取引先企業等)
- ② 社内における情報共有ルール of 構築、関係会社との連絡先の共有、協力体制等を定める。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

1. 事業継続方針  
感染症の特性・病原性・感染状況を踏まえ、必要な対策を組み合わせる実施する。
2. 対応ダイヤの作成及び運転士の要員計画  
新型インフルエンザ等の発症状況及び必要要員に応じた対応ダイヤを複数案作成しておく。
3. 優先順位に基づく業務実施計画  
各部門における業務の優先順位及び欠勤率に応じた業務実施計画を作成しておく。
4. 情報提供  
ホームページ、電光掲示板、掲示、放送案内等により、お客さまに情報を提供する。

### 第2節 感染対策の検討・実施

1. 発生段階別の対策項目

|     |                                                                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備期 | ○ 「部長会議」の構成員等において、新型インフルエンザ等対策の事前準備を行う。                                                                                                                                         |
| 初動期 | ○ 現時点において実施可能な対策を速やかに実施する。<br>○ 感染予防及び事業継続に関する基本的対応の策定を済ませ、社員等その他必要な者に周知する。<br>○ 国や自治体などからの確実・迅速な情報収集に努め、速やかに感染予防及び事業継続に関する対応が実施できるよう準備する。                                      |
| 対応期 | ○ ひとたび新型インフルエンザ等が国内発生した場合、急速に感染が拡大するおそれがあることから、国や自治体等からの確実・迅速な情報収集に努め、感染防止に必要な対応を実施する。<br>○ 社員等が感染した場合や感染したお客さまが利用した場合、さらに感染拡大となった場合において、速やかに感染拡大防止及び業務の継続または縮小・中止が実行できるよう準備する。 |
|     | ○ 感染したお客さまや社員等に適切に対応するとともに、業務の縮小・中止や社員等の出勤制限を実施する等、感染拡大防止に必要な対応を実施する。<br>○ 一方で、社会機能維持者として可能な限り鉄道事業を継続するための必要な対応を実施する。                                                           |
|     | ○ 優先度の高い業務から順次再開できるよう努める。<br>○ 再燃に備え、感染防止策は継続して実施する。                                                                                                                            |

## 2. 職場における感染対策

職場における感染対策として、次のとおり実施する。

- ① 発熱・咳等のある社員等の出勤停止
- ② 基本的感染対策（手指衛生、換気、必要に応じたマスク着用、体調管理）
- ③ 法令及び行政の取扱いに応じた対応
- ④ 国・外務省等の情報を踏まえた海外渡航者への対応
- ⑤ 来客者等への感染対策（建物内清掃消毒等）

## 3. 備蓄品及び備蓄方法

社内各職場における感染予防、拡散防止を目的とした品目の備蓄、保管、使用等について適切に推進できるようにする。

## 4. お客さま等への対策

お客さま等への対策として、次のとおり実施する。

- ① お客さまに対し、咳エチケット広報や情報提供等を行う。
- ② お客さまを含む当社施設利用者に対し、駅及び車内での放送や掲示、ホームページ等による啓発活動を行う。
- ③ 県、沿線自治体、関係機関等と綿密な連携を図る。

# 第3節 国及び地方公共団体からの要請

## 1. 緊急物資の運搬

国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、適切に実施できる体制を確保する。

## 第4章 教育・訓練等

### 1. 教育・訓練

#### ① 経営者及び社員等に対する教育・訓練の計画、実施

ア 新型インフルエンザ等感染症、その他の新興感染症等の基礎知識、基本的な感染対策（発熱・咳等のある社員の出勤停止、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛等の公衆衛生対策等）等の教育の実施に努める。

イ 新型インフルエンザ等の発生に備えた対策訓練の実施に努める。

#### ② 国、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び同業他社等と連携した訓練の計画、実施

ア 新型インフルエンザ等対策業務についての訓練に参加するよう努め、その他訓練と有機的に連携させるよう配慮する。

### 2. 計画の見直し

#### ① 訓練等を踏まえた計画の見直し及び国等が提供する情報による適宜見直し

ア 適宜この計画の内容につき検討を加え、必要があると認められる場合には変更するものとする。